

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
コスト算定に関する研究会
(第7回)議事概要**

1. 日時: 2024 (令和6) 年2月2日 (金) 10:04~10:40

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川県立大学経営学部教授)、相田仁主査代理 (東京大学名誉教授)、
春日教測構成員 (甲南大学経済学部教授)、
砂田薫構成員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、
高橋賢構成員 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)

(2) オブザーバ:

一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、
ソフトバンク株式会社、ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社

(3) 事務局 (総務省総合通信基盤局):

- ・ 電気通信事業部 木村公彦電気通信事業部長
堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、
宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

- (1) ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する報告書 (案) について (事務局説明)
- (2) 意見交換

5. 議事録:

【宇仁補佐】 事務局の基盤局基盤課の宇仁でございます。

会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますよう、お願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能など

必要に応じて御活用いただきますよう、お願いいたします。

これより先の議事進行は、関口主査にお願いできればと存じます。関口主査、お願いいたします。

【関口主査】 おはようございます。お忙しいところ集まっていただきましてどうもありがとうございます。ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会第7回会合を開催いたします。

まずは事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。

議事次第、資料、そして参考資料1、2及び3を構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には資料を掲載している総務省のホームページを御案内しております。事務局からは以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。これまで、区域指定及び交付金算定に関するコスト算定につきまして、検討を重ねてまいりました。本日は、報告書（案）について、事務局からの説明を伺い、その後、意見交換に移りたいと思います。まずは事務局から説明をお願いいたします。

【大堀企画官】 事務局でございます。ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する報告書（案）について御説明申し上げます。

早速でございますけれども、まず、65ページを御覧いただければと思います。資料編になりますが、これまで7回にわたりまして、構成員の皆様、オブザーバの皆様にも精力的に御議論いただきました。前半期に「区域指定」に関する論点、後半期に「交付金算定」に関する論点をそれぞれ御議論いただきましたので、本日の資料である「報告書案」はこれに基づき、構成をさせていただきました。

表紙にお戻りいただきまして、2枚目、目次を御覧いただければと思います。大きな2ポツで区域指定、大きな3ポツで交付金算定をそれぞれ書かせていただいております。そして、一つ一つの項目につきましては、それぞれおおよそ「背景」、「主な意見」、「考え方」の三部構成としました。1枚目の「はじめに」と、4枚目から始まる「1. コスト算定の基本的な考え方」は、この原則からは外れまして、これまでの経緯や法律で規定された事実関係などを事務局にて記載させていただきましたが、7ページ目から始まる「2.」の本文からは三部構成を繰り返す形となっております。そのうち、「背景」と「主な意見」につ

きましては、これまでのこの研究会における事務局説明資料ですとか、皆様からいただいた御意見などをまとめておりますので、適宜御確認いただければと思います、本日は、この部分の御説明は割愛させていただきます。

そして、各パーツの三部構成の最後の「考え方」、この部分が肝となりますので、本日はこの部分を中心に御説明申し上げます。前回のこの研究会の会合、先週の月曜日でしたが、「論点整理案」を御審議いただきました。その際、私から予告させていただきましたとおり、論点整理案の中にありました「考え方案」の文章をその文末の疑問形を外した形で、本日の資料の「考え方」の多くの部分で使用させていただいております。よって、本日は時間も限られておりますので、ポイントを絞りまして、下線を引かせていただいた部分を御説明し、これまでの御検討の結果、成果を御確認いただければと思います。この報告書案を御決定いただきました暁には、下線を削除した形で確定させていただきます。あらかじめ御承知おきいただければと思います。

それでは、7ページ目の「区域指定に関するコスト算定」の「基本的な考え方」から御説明します。御覧のページでは、区域指定に関する法令事項を根拠条文も引用しながら、簡潔にまとめさせていただきました。

そして、次のページの8ページ目の部分で、「総務大臣が定める方法の具体化が必要」と、問題の所在を明らかにさせていただいた上で、「区域指定におけるコスト算定における標準判定式の構築に当たっての基本的な考え方」については、「客観性を確保した『標準的なモデル』、すなわち標準判定式を適用することが適当である」こと。そして、「区域指定に関する標準判定式は、約23万町字の全てをそれぞれ『一般支援区域』、『特別支援区域』、又は非支援区域に振り分けるために用いるものである」ため、「第二種交付金が交付される対象区域を特定することとなり、交付金額の規模に直結するものである」。「したがって、最終的にこの原資の負担が国民に転嫁され得ることに鑑みると、『区域指定』はあらかじめ定められた要件に従って一意に決定されることが重要であり、裁量・恣意性をできる限り排除して標準判定式の運用が図られることが重要」だと御指摘いただいたことをまとめました。

そこで検討した結果、11ページを御覧ください。「区域指定に関する標準判定式による町字別のコスト推計には、原則として『F T T Hの標準判定式』を用いて、一町字ごとに支援区域の結果が一意に定まる町字リストを一つ作ることが適当」であること、H F C及びワイ固専用型は、その大部分で光ファイバを使用していることから、F T T H基盤がブ

ロードバンドサービスの中核となっており、「よって、未整備地域とは、原則として『F T T H基盤の未整備地域』であると考えることが適当」であって、そう考えることは、原則、「『F T T Hの標準判定式』を区域指定に用いていくことと整合的」である。「ただし、F T T Hの標準判定式では、実態と照らし合わせた際に町字別のコストが明らかに適切に推計できないような限定的な場合に、例外的に、H F C又はワイ固専用型の標準判定式を区域指定のために用いることを検討するのが適当である」とまとめていただきました。

また、電話ユニバ制度で用いられるL R I Cモデルとの関係でございますが、13ページ目を御覧ください。「L R I CモデルをB Bユニバ制度における町字別のコスト推計に、可能な限り活用・流用していくことが適当」ではありますが、「L R I Cモデルを可能な限りブロードバンドサービスの特性・事情に適合するように修正」しつつ、流用してまいります。「この点は、区域指定の判定における実際のコスト推計結果や運用状況を見て、引き続き必要に応じて見直していくことが適当」と整理していただきました。

15ページ目を御覧ください。「その上で、『アクセス回線部門』についてL R I Cモデルを活用・流用することが適当である」、「一方、『海底ケーブル部門』、『中継回線部門』及び『設備利用部門』については、L R I Cモデルが活用・流用できないことから、それぞれのコスト算定の考え方等を個別に検討することが適当」とまとめられました。また、「それぞれの範囲を具体的に特定する必要がある」ということで、16ページ目には文章で、そして次のページ、17ページ目には図示してありますような形で範囲を御確定いただきました。

19ページ目を御覧ください。「標準判定式が前提とするネットワークの需要については」、「より実態に即したネットワーク規模を想定して、需要数を」、法人需要を含む「実需要とすることが適当である」。「ただし、実需要を採用した場合には、未整備地域には「需要がない」ということになってしまうため」、「例えば都道府県別普及率といった平均化された数値などを使って、未整備地域にも需要数を見込んだ上でコスト推計することが適当である」。「定期的に需要数は更新し、実態にできるだけ近い数値が取れるような努力が必要である」とまとめていただきました。

次に、21ページ目を御覧ください。『アクセス回線部門』については、L R I Cモデルを活用・流用して、F T T H相当コストを『従属変数 (Y)』とし、局舎単位の世帯密度を『独立変数 (X)』とする散布図を作成し、総務省において既に回帰式を特定していますので、「この回帰式に『町字ごとの回線密度』を代入することで、町字単位の一回線当たり

のコストを当面は算定することが妥当」であり、「『非可住地面積』を排除した考えなどを取り入れる努力をし、回帰式の改修に取り組むことが適当である」。

「また、HFCに係るアクセス回線部門のコストを算定する方法については、FTTHと同じ考え方で、補正值を用いることが適当」との整理をいただきました。この後、私から特段、HFCを御説明いたしません、FTTHと同じ考え方を用いていくという整理にさせていただいております、「論点整理案」と同様に、関係各所でその文章をまとめさせていただきます。

非可住地面積の論点に戻ります。23ページ目を御覧ください。「この非可住地面積を算出するため、総務省においてメッシュを含む政府統計の活用など、コスト算定研究会の検討過程で提案されたものを基に、その手法を検討することが適当」と結論付けられ、さらに、25ページ目で、「より実態に即するとの観点を重視し、局舎から町字までの距離を考慮することが適当」とも整理をいただきましたので、引き続き、「総務省において検討することが適当」とまとめていただいております。

続いて、28ページ目では、除却損について整理させていただいております。「除却損は、減価償却費に既に含まれていると考えられる。よって、災害の発生頻度等をあらかじめ織り込んだ除却損を設定し、それを区域指定の判定において考慮するのは適当でない」とまとめていただいております。

続いて、30ページ目、中継回線でございます。中継回線について、いろいろな御提案をいただきましたので、それを踏まえまして、総務省で検討することが適当とまとめていただきました。

次に、31ページ目になります。海底ケーブルでございます。「『海底ケーブル』の具体的な算出方法としては、一度海底ケーブルが断絶するとその位置の特定と復旧に、電気通信事業者の規模等にも」よりも、多大な時間と労力を要することを背景にループ構成が存在するということに「留意して、原則として、海底ケーブルの亘長に単価を乗じる方法が適当」、そして、「陸揚局に係る費用を海底ケーブル部門コストの算定対象とすることが適当である」とまとめていただきました。

次のページ、32ページ目で、「当面の間は標準的に海底ケーブルを敷設して構築されたものと仮定することが適当」とまとめていただいております。

続いて、33ページ目、設備利用部門コストの論点になります。「設備利用部門コストのうち、競争対応費用としての宣伝費や販売促進費の各費目の取扱いについては、ワーキン

グループにおいて、交付金の算定対象とするか否か、政策的見地から検討が進められているため、その議論の結果に従うことが適当」ですが、それ以外の費目については、「全国平均コストを設定し、それをを用いて町字単位のコストを算定することが適当である」とおまとめいただいております。

35ページ目に移ります。区域指定のコスト算定に関する入力値につきましては、「より実態に即したものとする一方、透明性の確保の観点からも、総務省において今後公募を行うこと」も想定し、「公募を行う場合にあっては、例えば、30万を超える契約回線数を持って第二号基礎的電気通信役務を提供する者など、一定の基準を設定し、その基準を満たす電気通信事業者の実際に使用している数値を想定することが適当である」と整理していただきました。

次に、38ページ目に移ります。「3.『交付金算定』に関するコスト算定」に移ります。冒頭は「2.」と同様に、交付金算定に関する法令事項を、根拠条文を引用しながら簡潔にまとめさせていただきました。そして、法律に規定された「総務省で定める方法」というものを具体化しなければならないという問題の所在を明らかにさせていただいております。

そして、41ページ目から考え方をまとめております。「交付金算定では、基本的に、区域指定に関するコスト算定で用いる標準判定式を活用することとする。ただし、区域指定に関するコスト算定との目的・用途の違いに鑑み、交付金算定において、区域指定の標準判定式を活用するとしても、必要に応じてその標準判定式に修正を加えることが適当である」。42ページ目に移りますが、「交付金算定に関するコスト算定においては、当該種別に応じてその役務提供に必要な費用の一部を補填することが肝要であるため、当該種別に応じた標準判定式を創り、適用することが適当である」。そして、例外的に用いる「収入費用方式」に該当する「特異判定式」に係る文章が続いてまいります。この部分は先週の月曜日に御説明申し上げたことを書かせていただいておりますので、割愛させていただきます。

次に、45ページ目に移ります。「交付金算定のコスト算定においては、『アクセス回線部門』、『海底ケーブル部門』、『設備利用部門』の部門ごとに算定して合算し、『中継回線部門（海底ケーブル部門を除く。）』は除外することが適当」であり、このうち「交付金算定の対象となるアクセス回線設備の範囲については」、47ページ、48ページ「のとおりとすることが適当である」と整理していただきました。

なお、例外的に、「個別具体的な事情を考慮して」、「『F T T Hにおける収容ルータ』及

び『5Gコア』を取り扱う場合」についても、今、御覧いただいている48ページ目に書かせていただいております。

次に、50ページの「共通費の配賦基準」になります。この部分はそもそもワーキンググループの昨年12月12日の「論点整理(案)」において、一番下の脚注にありますような「基準」が示されました。「他の役務と共用している設備や他事業者と共用している設備に係る費用配賦については、BBユニバ制度が、第二号基礎的電気通信役務に該当する電気通信役務をユニバーサルサービスとしてその提供に要する費用を今回の新たな交付金で補填しようとしていることから、『第二号基礎的電気通信役務の用に供する部分を明確に区分する』ということが基準となるのではないかと。そして、同じページの中段に移りますが、「二芯であれば、芯線数で費用を配賦し、第二号基礎的電気通信役務に係る部分を、今回の交付金の算定対象とすることが適当である」。「一方で、一芯で放送役務及び通信役務を提供している場合には、「通信役務に係る部分のコストのみを標準判定式の算定対象とすることが適当ではないか」。先ほどの一番下の脚注にありました基準、「当該基準について具体化すれば、例えば『役務別の支出額比』、『波長数』、『トラヒック費』や『帯域比』などが考えられるところ、いかに考えるか」について、この研究会で御議論いただきたい旨、ワーキンググループからオファーがありましたので、御議論をいただきました。

まとめますと、54ページになります。「RF方式かIPマルチ方式かという伝送方式に関わらず放送サービスと共用する電気通信設備に関しては、3分の2の費用配賦により、通信に係る費用を把握することが適当である」。この旨、今週火曜日、1月30日のワーキンググループの答申案に盛り込まれたと承知しておりますので、この点、この場を借りて御報告申し上げます。オファーを受けて御議論いただいた一芯方式の具体的な基準・適切なコストドライバについては、ワーキンググループの検討事項ですので、この研究会の報告書案に書かなくてもよいのではないかとのお考えもあるかと存じますが、せっかく御議論いただきましたので、実績として記載させていただきました。

続いて、57ページです。「海底ケーブル」の論点に移ります。「具体的に交付金算定の対象となる『設備』の範囲」につきましては、A地点の海側の伝送端局、B地点の海側の伝送端局、その間をとりなす海底ケーブル「とすることが適当である」と整理していただきました。

そして、58ページになります。「原則として区域指定に関するコスト算定の標準判定式を活用することが適当」、「特に陸揚局に係るコストの算定方法については、陸揚局内部の

構成設備を含め、区域指定に関する標準判定式と同様に、コスト算定研究会での意見等と実態を踏まえて、総務省において検討を深めることが適当」とまとめていただいております。

次に、60ページを御覧ください。「交付金算定に関するコスト算定における設備利用部門コストの算定方法については、区域指定に関する標準判定式を活用することが適当」とおまとめいただきまして、そして、「(4) その他」として、61ページを御覧いただければと思います。「アクセス回線部門及び海底ケーブル部門において、交付金算定に必要な設備の単価や各費目のコスト把握のための係数値の入力値については、区域指定に関する標準判定式の構築の際と同様に、公募の手続を経ることが適当」と御指摘いただきました。

次のページ、62ページにおいて、総務省において、この報告書の内容を十分に踏まえ、制度の設計、運用開始までの必要な取組、運用開始後も引き続き見直しなど、しっかり取組を進めるよう御提言をいただいたということでまとめさせていただきます。

最後に、巻末、この資料の66ページからは「資料3」といたしまして、今回の交付金・負担金制度に関係する主な関係法令から最低限の条文を抜粋し、横書きで掲載させていただきましたので、適宜御参照いただければと思います。

以上になります。御審議のほど、何卒よろしくお願いたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。ただいま大堀企画官から報告書(案)につきまして、下線部を中心に説明を頂戴しましたが、ただいまからは全体を通した意見交換に移りたいと思います。

論点は多岐にわたるんですけれども、どこからでも結構ですので、御意見等賜ればと存じます。基本的には、論点整理(案)が文字になったというところで、語尾の修正等、施しがあるわけなんですけれども、改めての議論も先生方から御提起いただければ幸いです。どなたからでも結構ですし、オブザーバの方も、ぜひ議論に御参加いただければと思います。適宜挙手なり、何らかの形でお伝えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

このコスト算定につきましては、先週もやったわけなんですけれども、その間に交付金・負担金等の委員会もございまして、その成果も一部共有しております。メンバーもかなりの先生方が重複しているわけなんですけれども、前回の交付金・算定等での一番の成果は50ページにある共通費の配賦基準について一定の結論を終えて、二芯の場合には芯線数で費用配賦をします。そして、一芯での場合には、RF方式、IPマルチ方式に関わらず、2対1

ということで、波長数の通信が上り下りあるということから、2対1の比率で案分するというので、共用設備については3分の2の費用配賦によるということ通信に係る費用を把握するというので結論を得ました。

なお、これについては、今後の技術革新の動向等も見ながら、今後とも継続的に検討は継続するということが、54ページの脚注の15に記されておりますので、今後とも、費用配賦については継続審議をしながら、適切な方法について適宜検討するということになるかと思えます。

基本的に他については、あまり大きな変更はなかったと認識をしているんですが、先生方から何かお気づきの点がございましたらぜひと思えます。あるいは、オブザーバの方からも御意見等賜れば幸いです。

【宇仁補佐】 事務局です。関口先生、相田先生が手を挙げていらっしゃいますので、願いいたします。

【関口主査】 ごめんなさい。相田先生願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。報告書の内容につきましては、これまでこの場で議論してきたことが反映されていて適切だと思えます。

ただ、これから実際の区域指定、それから費用算定を行う場合に、資料で言いますと、23ページの辺りになりましょうか。世帯密度からのコストの推計というのに当たって、まだまだ現状では、散布の精度があまり良くないということで、非可住地面積の除外ですとか、局舎からの距離の反映というようなことが実際の数値をはじく場合にはかなり効いてくると思えますので、ぜひ総務省さんのほうで頑張って、検討いただければと思えます。

私から感想ですけども、以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。今回の考え方のところ、特にアクセス回線部門の、20ページから始まる場所ですけども、極力LRICモデルを使うということですが、いかんせんLRICモデルは地域限定モデルではありませんので、効率性の尺度が非常に厳しいですし、それから、今、相田先生おっしゃったような非可住地域の面積を除くですとか、あるいは局舎からの距離がどのぐらい離れているかというデータがそもそも入力値として入っておりませんので、そういったところの補正を必ずしなければいけないし、そこについての知見がまだ十分たまっていないという状況ですので、ここについては実際の運用の段階で、また、改めて、よりベターな方法はないかということについて検討しつつ、よりよいモデルを作り上げていくということになるかと思えます。

回帰式の改修は、したがって、実際にこういった計算が始まったタイミングでは、かなり集中的な議論をして適正性を担保するという形を取るようになるんだろうなと思いますので、関係する先生方もよろしくお願ひいたします。もちろん事業者の方もよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。

ほかに先生方、いかがでございましょうか。

【宇仁補佐】 事務局です。関口先生、高橋先生が手を挙げられております。

【関口主査】 では、高橋先生よろしくお願ひします。

【高橋構成員】 高橋でございます。私もこれ、今までの議論がきっちりとして過不足なく織り込まれていると思います。非常に事務局によくまとめていただいたなと思います。

私としましては、お金の計算というのは、人の行動に影響を非常に与えるものなので、全般的に見てもこれをやってみてどういう動き方をするのかなというのがあって、そのところは、また課題が出てくれば、また潰していけばいいかなと思います。

それで、先ほど関口先生も御指摘ありましたけれども、54ページのところの注の15のところなんか、私もこの点では再三、いろいろ申し上げましたけれども、これから技術が変わってくるとか、あと技術そのものというよりも、認識とか測定技術というんですか、が変わってくる、進展してくると、会計方法も変わっていく、変えていけるかもしれませんし、また、放送と通信の住み分けというか、境界線というのが、また変わってくると、この考え方も変わってくるのかなと思うので、継続的にこの辺は注視していかなければいけないのかなと思います。以上、感想です。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。春日先生、お願ひいたします。

【春日構成員】 春日です。ありがとうございます。私のほうからも、今回の報告書について、本体そのものに関しては非常にうまくまとめていただいているので特に付け加えることはないんですけども、あくまでもやはり現在の段階で分かることを前提にやっているということなので、これからやってみて、いろいろ見直していくことが必要なんだろうということを、今までの先生方が御指摘されたことに加えて改めて申し上げたいと思います。

特に、41ページの最後の辺りで、開始当初はモデルで試算できる余地がないので実際のデータを用いてやっていくということなんですけれども、今回の交付金というのは全ての赤字を補填するものではない、保証するものではないというところは頭の中に置いてお

いて、なるべく国民、利用者の負担にならないように、それから不公平感がないようにという形で、適宜データが出てきた段階で、可能などころは見直していくという原理原則を頭の中に置いておくということは非常に大事なのかなと思いましたので、蛇足ながら付け加えさせていただきます。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかに先生方、いかがでございますでしょうか。

砂田先生、お願いいたします。

【砂田構成員】 砂田です。ありがとうございます。私もほかの先生方がおっしゃったことと似たような感想を持ちました。例えば、通信と放送の費用配賦を2対1としたり、電話のユニバで実績があったLRICを応用して標準判定式とするなど、まずはシンプルな考え方を取っている点はよいと思います。また、規制側の裁量を排したりとか、透明性を確保したり、コストが過大にならないようにしたりといった原則を守る一方で、実態に即した配慮だとか個別事業への考慮というのも十分盛り込まれました。そういう意味で、バランスがよい内容になったと思います。

委員の先生方が既に御指摘になったように、これから運用が始まり、制度の見直しや改良がかなり大変な作業になってくるのかなとも思います。このようなバランスの良さを引き続き持ちながら進められるとよいのかなという感想を持ちました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。運用開始前からこんなことを言うのもあれですけども、活用・流用するLRICが第9次モデルですので、これもそのような息の長い研究会で、メンバーを適宜入れ替えながらということになると思います、長く続くことになるんだろうなと私も感じております。

ほかに事業者の方、一通り、委員の先生方のコメントを頂戴しているんですけども、事業者の方からも何か一言いただけるようであれば、ぜひ、この際ですので御発言を賜れば幸いです、いかがでございますでしょうか。

【KDDI株式会社】 では、KDDIよろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【KDDI株式会社】 KDDIの橋本でございます。今回、取りまとめいただいた内容については、研究会で議論された内容が反映されているものと考えておりますので、事務局さんも含めて、いろいろありがとうございました。

前回の研究会の間でも発言したとおり、標準的な対応をするところ以外の個別の対応するところについては、透明性の確保も含めて必要だと思っておりますので、その点、前回、

事務局様からも適宜、適切に対応していくというところはコメントいただいておりますので、引き続きよろしく願いいたします。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。構成員の先生方も改めて気が付いたところございましたら、ぜひお願いいたします。特にありませんでしょうか。よろしいですか。

大体御意見出尽くしているようですので、この辺りで議論を止めたいと思います。意見交換についてはこれまでとしたいと思います。今回の事務局提出の最終報告案につきましては、今後の手続、あるいは軽微な修正等につきましては、主査の私に御一任いただく形をお願いしたいと思います。若干微調整はあり得ると思っておりますので、この点、御了解いただければ幸いです。特に御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口主査】 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

この後、準備ができ次第、事務局に、この報告書案をパブリックコメントに付してもらいたいと思っておりますが、これについても御異論ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口主査】 御賛同いただけたと判断させていただきます。次回会合につきまして、次に事務局から説明お願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局です。本日もありがとうございました。

次回会合の詳細は追って御連絡いたします。よろしく願いいたします。

【関口主査】 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会第7回会合を終了いたします。本日もどうもありがとうございました。

(以上)